

各 位

会 社 名 株式会社日本創発グループ
 代表者名 代表取締役社長 鈴木 隆一
 (JASDAQ・コード: 7814)
 問合せ先 管理本部長 菊地 克二
 電話番号 03-3807-8411

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により新たに創設された「監査等委員会設置会社」に移行すること及び「定款一部変更の件」を平成 28 年 3 月 25 日開催予定の当社第 1 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役会の監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るとともに、迅速な意思決定と業務執行により経営の健全性とさらなる企業価値向上を図る為、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することいたしました。

(2) 移行の時期

平成 28 年 3 月 25 日開催予定の当社第 1 回定時株主総会において、必要な定款変更について承認された場合、同日付で、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

2. 定款一部変更

(1) 変更の理由

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定を新設するとともに、監査役及び監査役会に関する規定の削除及びその他関連する規定の内容を一部変更するものです。
- ② 平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により責任限定契約を締結できる役員が拡大したことに伴い、業務執行を行わない取締役が、期待される役割を十分発揮すべく、責任限定契約に関する規定を変更するものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

現行定款	変更案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
(機 関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	(機 関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (削除) (3) 会計監査人
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
(員 数) 第 20 条 当社の取締役は、16名以内とする。	(員 数) 第 20 条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、16名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は、10名以内とする。</u>

現行定款	変更案
<p>(選任方法) 第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p>	<p>(選任方法) 第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p>
<p>2 (条文省略) 3 (条文省略)</p>	<p>2. (現行どおり) 3. (現行どおり)</p>
<p>(任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(任期) 第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 代表取締役は、取締役会の決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から選定する。</p>
<p>2 (条文省略)</p>	<p>2 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知) 第26条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第26条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</p>
<p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任) 第27条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に定める事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議) 第27条 (条文省略) (取締役会の決議の省略) 第28条 (条文省略) (取締役会の議事録) 第29条 取締役会における、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席取締役ならびに監査役はこれに記名押印または電子署名を行う。</p>	<p>(取締役会の決議) 第28条 (現行どおり) (取締役会の決議の省略) 第29条 (現行どおり) (取締役会の議事録) 第30条 取締役会における、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席取締役はこれに記名押印または電子署名を行う。</p>
<p>(取締役会規程) 第30条 (条文省略) (報酬等および退職慰労金) 第31条 取締役の報酬等および退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。</p>	<p>(取締役会規程) 第31条 (現行どおり) (報酬等および退職慰労金) 第32条 取締役の報酬等および退職慰労金(以下、「報酬等」という)は、株主総会の決議によりこれを定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して、株主総会の決議によって定めるものとする。</u></p>
<p>(取締役の責任免除) 第32条 (条文省略) 2 当会社は、<u>社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令で定める額とする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除) 第33条 (現行どおり) 2 当会社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令で定める額とする。</p>

現行定款	変更案
第5章 監査役および監査役会	
(員 数)	(削除)
第33条 当会社の監査役は6名以内とする。	(削除)
(選任方法)	(削除)
第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。	
2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	
(任 期)	(削除)
第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	
2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	
(常勤監査役)	(削除)
第36条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	
(監査役会の招集通知)	(削除)
第37条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし緊急の場合は、これを短縮することができる。	
2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。	
(監査役会の決議)	(削除)
第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	
(監査役会の議事録)	(削除)
第39条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。	
(監査役会規程)	(削除)
第40条 監査役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会の定める監査役会規程による。	
(報酬等および退職慰労金)	(削除)
第41条 監査役の報酬等および退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。	
(監査役の責任免除)	(削除)
第42条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。	
2 当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令で定める額とする。	

現行定款	変更案
<p>(新設) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会 (監査等委員会の招集通知)</p> <p>第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要ある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員の全員の同意がある場合は、招集手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第35条 監査等委員会の議事録は、法令に定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。</p> <p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第36条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>第6章 会計監査人</p> <p>(選任方法)</p> <p>第43条 (条文省略) (任期)</p> <p>第44条 (条文省略) (任期)</p> <p>第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>(選任方法)</p> <p>第38条 (現行どおり) (任期)</p> <p>第39条 (現行どおり) (任期)</p> <p>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p>第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第46条 (条文省略) (剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第47条 (条文省略) (剰余金の配当の基準日)</p> <p>第48条 (条文省略) (第1四半期配当金等の除斥期間)</p> <p>第49条 (条文省略)</p>	<p>第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第41条 (現行どおり) (剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第42条 (現行どおり) (剰余金の配当の基準日)</p> <p>第43条 (現行どおり) (第1四半期配当金等の除斥期間)</p> <p>第44条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>附則</p> <p>(最初の事業年度)</p> <p>第50条 第46条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社成立の日から平成27年12月31日までとする。</p> <p>(最初の取締役および監査役報酬)</p> <p>第51条 当社の最初の取締役に対する、当社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の取締役の報酬等の額は、第31条の規定にかかわらず、総額200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とする。</p> <p>2 当社の最初の監査役に対する、前項の期間の監査役の報酬等の額は、第41条の規定にかかわらず、総額30百万円以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(附則の削除)</p> <p>第52条 本附則は、最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第1条 当社は、第1回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 第1回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第42条第2項の定めるところによる。</p> <p>(削除)</p> <p>(定款の変更の効力発生)</p> <p>第2条 本変更は、平成28年3月25日開催の第1回定時株主総会終結の時をもって効力を生ずることとする。なお、本条は効力発生の時をもって削除する。</p>

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日
定款変更の効力発生日

平成28年3月25日
平成28年3月25日

3. その他

監査等委員会設置会社移行後の役員人事につきましては、本日付で開示いたしました「監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事に関するお知らせ」をご参照お願いいたします。

以上